

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起休日に当たるときは、そ  
の翌日)

- ◇内水面漁 平成十一年度第五種共同漁業権者に係る増殖目標量  
管委告示

土地収用法による土地の立入り (管理課)

開発行為に関する工事の完了 (一件) (都市計画課)

建築基準法による道路の位置の指定 (建築課)

## 目次

### ◇告示字の区域の変更 (市町村振興課)

生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)

生活保護法による診療所等の廃止 (〃)

応急入院病院の指定 (健康対策課)

第二種感染症指定医療機関の指定 (〃)

保険医療機関等の指定 (保険課)

保険薬剤師の登録 (〃)

鳥取県立とつとり出合いの森の区域 (大規模活性化プロジェクト推進室)

ブルセラ病検査等の実施 (畜産課)

定期種畜検査の実施 (〃)

土地改良区の役員の就任 (農村整備課)

土地改良区の役員の住所の変更 (〃)

土地改良区の定款の変更の認可 (二件) (〃)

国土調査の成果の認証 (〃)

保安林の指定施業要件の変更予定 (森林保全課)

保安施設地区の指定施業要件の変更予定 (〃)

小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (水産課)

## 告示

### 鳥取県告示第二百三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、智頭町(大字波多の一部)の地籍図及び地籍簿の国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定による認証の日からその効力を生ずる。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成十一年一月二十日現在の地番による。)
大字波多字ヲカ	大字波多字ヲカの全域
大字波多字山根	大字波多字マタケ五四一 大字波多字マタケ五六七から五六九まで

大字波多字マタケ	大字波多字マタケのうち五四一、五六七から五六九まで以外の区域
大字波多字孫谷	大字波多字孫谷のうち六〇九以外の区域
大字波多字岡田	大字波多字孫谷六〇九
大字波多字岡田	大字波多字岡田の全域
大字波多字ウバカ谷	大字波多字ウバカ谷のうち六二三一以外の区域
大字波多字深山	大字波多字ウバカ谷六二三一
大字波多字岡岩	大字波多字岡岩のうち八〇一の一以外の区域
大字波多字ミソギ谷	大字波多字ミソギ谷の全域

## 鳥取県告示第二百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十八号  
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百一十三号）第三十三条の四第一項の規定に基づき、応急入院病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一一〇	平成十一年二月一日
米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	〃	〃

大字波多字マタケ	大字波多字マタケのうち五四一、五六七から五六九まで以外の区域
大字波多字孫谷	大字波多字孫谷のうち六〇九以外の区域
大字波多字岡田	大字波多字孫谷六〇九
大字波多字岡田	大字波多字岡田の全域
大字波多字ウバカ谷	大字波多字ウバカ谷のうち六二三一以外の区域
大字波多字深山	大字波多字ウバカ谷六二三一
大字波多字岡岩	大字波多字岡岩のうち八〇一の一以外の区域
大字波多字ミソギ谷	大字波多字ミソギ谷の全域

## 鳥取県告示第二百三十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
鳥取県薬学総合センター薬局	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	平成九年三月三十一日
せのお小児科内科医院	東伯郡赤崎町大字赤崎一九八四一一〇	平成十年十二月三十一日
旗ヶ崎内科クリニック	米子市旗ヶ崎九丁目一四一二九	平成十一年三月三十一日
面谷外科医院	鳥取市吉方温泉四丁目三一五	〃

**鳥取県告示第二百三十九号**

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第一項の規定に基づき、第一種感染症指定医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目一	平成十一年四月一日
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町一五〇	タ
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	タ

**鳥取県告示第二百四十号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条规定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岡歯科医院	米子市上後藤五丁目一三一三一	平成十一年三月十五日
日野病院	日野郡日野町根雨七三〇	平成十一年三月二十八日

**鬼守調剤薬局**

日野郡溝口町溝口一七三一五

平成十一年三月三十日

**鳥取県告示第二百四十一号**

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
山 口 倫 子	鳥葉一二二三一	平成十一年三月一日

**鳥取県告示第二百四十二号**

鳥取県立とつとり出合いの森の設置及び管理に関する条例（平成十一年三月鳥取県条例第六号）第二条第二項の規定により、鳥取県立とつとり出合いの森の区域を次のとおり告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区 域	面 積
鳥取市桂見及び高住（次の図に示す部分に限る。）	六〇九、二八一・一三平方メートル

〔次の図〕は省略し、その図面を鳥取県農林水産部大規模活性化プロジェクト推進室において一般の縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第二百四十三号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、腐蝕病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、腐蝕病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

#### 二 実施する区域

県下全域

#### 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

##### 1 ブルセラ病検査

(一) 媽乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの  
 若桜町若しくは佐治村、東伯郡泊村、関金町若しくは赤崎町、西伯郡名和町又は日野郡日南町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。)

- (二) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの  
 (三) 媽乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの  
 (一)に掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)  
 (四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で、平成十一年四月十二日以降に放牧するもの

- (五) 平成十一年四月十二日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛  
 (一) 2の(一)又は(二)に掲げる牛のうち生後三百六十五日を経過したもの  
 (二) ヨーネ病発生区域から媽乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛  
 (三) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとするとする牛  
 (四) その他知事が必要と認める牛

##### 2 結核病検査

- (一) 媽乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの  
 (二) 2の(一)に掲げる牛のうち生後三百六十五日を経過したもの  
 (三) ヨーネ病発生区域から媽乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛  
 (四) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとするとする牛  
 (五) 平成十一年四月十二日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛  
 (一) 2の(一)又は(二)に掲げる牛のうち生後三百六十五日を経過したもの  
 (二) ヨーネ病発生区域から媽乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛  
 (三) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとするとする牛  
 (四) その他知事が必要と認める牛

##### 3 ヨーネ病検査

- (一) 媽乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの  
 若桜町若しくは佐治村、東伯郡泊村、関金町若しくは赤崎町、西伯郡名和町又は日野郡日南町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。)  
 (二) ヨーネ病発生区域から媽乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛  
 (三) 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとするとする牛  
 (四) その他知事が必要と認める牛

##### 4 馬伝染性貧血検査

5 ニユーカッスル病検査	馬
6 家さんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査	鶏
7 腐蛆 <sup>モゾク</sup> 病検査	種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏 みつばち
8 鶏マイコプラズマ病検査	種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
四 実施の期日	平成十一年四月十一日から平成十二年三月三十一日まで
五 検査の方法	
1 ブルセラ病検査	
2 ブルセラ急速凝集反応	
3 結核病検査	
4 ツベルクリン検査皮内反応	
5 ヨーネ病検査	
6 酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応	
7 馬伝染性貧血検査	
寒天ゲル内沈降反応	
ニユーカッスル病検査	
臨床検査及びH.I抗体検査	
6 家さんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査	
7 腐蛆 <sup>モゾク</sup> 病検査	

## 鳥取県告示第二百四十四号

家畜改良増殖施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第一条第一項の規定に基づき、農林水産大臣から平成十一年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

検査日時	検査場所	家畜の種類
平成十一年五月十一日 午前十時	八頭郡河原町大字北村 鳥取放牧場兵円分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成十一年五月十一日 午後一時	東伯郡赤崎町大字湯坂 中央家畜市場	
平成十一年五月十一日 午後三時	東伯郡岸本町久古 家畜改良センター鳥取牧場	
平成十一年五月十二日 午前十時	西伯郡赤崎町大字出上 旧西部家畜市場	
平成十一年五月十二日 午後一時	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	
平成十一年五月十二日 午後三時	東伯郡赤崎町大字松谷 鳥取県畜産試験場	
	ク	ク

肉眼的検査及び細菌学的検査

8 鶏マイコプラズマ

臨床検査及び急速凝集反応

平成11年4月2日 金曜日

## 鳥取県公報

## 鳥取県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり庄内土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 山田 幸則 西伯郡名和町大字高田二三五一一

平成十一年三月七日就任 任期平成十四年一月十一日まで

## 鳥取県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成十一年三月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、西郷中央土地改良区の定款の変更を平成十一年三月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

理事	永井 覚	変更前	日野郡江府町大字小江尾六六七一九
変更後			

調査を行った 者の名称	調査を行った 時期	成果の名称	調査を行った 地域	認証年月日
鳥取市	平成九年度及 び平成十年度 まで	鳥取市(香取の 一部)の地籍図 及び地籍簿	鳥取市香取の 一部	平成十一年四 月一日
智頭町	平成六年度か ら平成八年度 まで	智頭町(大字波 多の一部)の地 籍図及び地籍簿	八頭郡智頭町 大字波多の一 部	ク

**鳥取県告示第二百五十号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

二 记入後(新規)の指定施業要件

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

昭和四十九年三月一日付農林省告示 第二百二十四号	倉吉地域森林計画	当該立木の所在する 市町村に係る市町村 森林整備計画	倉吉地域森林計画
昭和五十年一月二十三日付農林省告 示第三十八号			
昭和五十年六月八日付農林省告示 第五百六十六号	八頭地域森林計画	八頭地域森林計画	八頭地域森林計画
昭和五十一年十月九日付農林省告示 第九百二十一号	米子地域森林計画	米子地域森林計画	米子地域森林計画
	日野地域森林計画	日野地域森林計画	日野地域森林計画

昭和五十一年十二月七日付農林省告示第千百六十七号	鳥取地域森林計画
昭和五十二年五月十六日付農林省告示第五百一号	倉吉地域森林計画
昭和五十二年十二月十九日付農林省告示第千二百八十二号	日野地域森林計画
昭和五十二年十一月十九日付農林省告示第千二百八十三号	鳥取地域森林計画
昭和五十三年九月九日付農林水産省告示第二百二十四号	八頭地域森林計画
昭和五十四年二月十六日付農林水産省告示第二百十九号	倉吉地域森林計画
昭和五十四年二月十九日付農林水産省告示第二百八十七号	鳥取地域森林計画
昭和五十四年三月七日付農林水産省告示第四百五十三号	八頭地域森林計画
昭和五十四年六月二十二日付農林水産省告示第八百六十一号	倉吉地域森林計画
昭和五十四年八月十一日付農林水産省告示第千百四十五号	米子地域森林計画
昭和五十四年十月十七日付農林水産省告示第千四百五十一号	八頭地域森林計画
昭和五十四年十月二十五日付農林水産省告示第千五百二号	米子地域森林計画
	倉吉地域森林計画
	鳥取地域森林計画
	鳥取市森林整備計画

## 鳥取県告示第二百五十一号

次のように保安施設地区の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十二条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 指定施業要件の変更予定に係る保安施設地区の所在場所及び保安施設地区として指定された目的

二 別表の上欄に掲げる告示で定めるとおりとする。

別表の上欄に掲げる告示で定める指定施業要件中同表の中欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改めるものとする。

別表

昭和五十四年七月四日付農林水産省告示第九百二十一号	鳥取地域森林計画
	鳥取市森林整備計画

昭和五十四年十一月十四日付農林水産省告示第千六百一号	八頭地域森林計画
昭和五十四年十一月十五日付農林水産省告示第千六百三十一号	倉吉地域森林計画
	鳥取地域森林計画

**鳥取県告示第二百五十二号**

鳥取県海面漁業調整規則（昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号）第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十六条第一項の許可の申請期間を平成十一年四月六日から同月二十日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百五十三号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項の規定に基づき、次とおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百五十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百五十五号**

- 一 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 二 事業の種類  
特別高圧架空電線路 中国東幹線新設工事
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
日野郡日野町舟場字鉢山、津地字峠谷東平、字峠谷西平、字奥メウガ谷、字下ノ谷、字上ノ谷、字石原平、字曲ノ上工、字行岸ノ上工、字行岸詰及び字矢下タ、野田字長ウネ奥ノ塔、字小屋床山及び字宮谷西平ラ、本郷字出口行岸ノ下モ、字田代、字大谷畠、字上ミノ藪、字釜ノ谷、字桐ノ木塔、字桐ノ木谷、字カシキ谷及び字野路谷並び

株式会社 徳田商店  
代表取締役 徳田 三明

に高尾字野路山、字野路大塔、字小丸丹後畑、字丹後畑、字小吹ノ上ミ井手下モ、字小吹ノ上ミ井手上工、字小吹ノ上ミ御崎谷及び字シシノ又タ並びに溝口町畠池字大畑、字森谷奥、字土居谷奥、字上ノ名谷、字番匠谷奥、字池田山、字北谷奥、字樋ケ谷、字北谷、字中野谷尻、字與太郎田、字金屋、字桂木、字堂原谷、字岡田畑、字四十九尻、字四十九、字石垣、字八郎兵衛谷、字谷中、字菖蒲塙、字土居廻り及び字九郎兵衛谷並びに福岡字石垣、字大歳下モ、字大歳、字谷中東山、字土居廻り、字石垣山、字峠谷ノ一、字峠谷ノ二、字幣山、字幣山奥、字郷原山及び字向谷地内

**鳥取県告示第二百五十五号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西尾邑次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成十一年八月七日 鳥取県指令倉土維十第三号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字屋敷添及び字空岡田

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡東伯町大字逢東八七三

有限会社ニーズ  
代表取締役 伊藤 正

平成十一年四月一日

鳥取県知事 西尾邑次

**鳥取県告示第二百五十六号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成十一年三月二十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成十一年四月一日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹内

勉

**内水面漁場管理委員会告示第一号**

内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が、平成十一年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成十一年四月一日

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東町一丁目二二二〇 夏泊漁港管理者	気高郡青谷町大字青谷字 夏泊一九六七一五、五五 一二〇一九及び五五一七一 二の一部、字壱栗五四〇 一一五及び五四一五一六 並びに字赤鯛五五四一 七、五四一九の一部 及び五四一一三	幅員 六・五メートル 延長 三〇二・五メートル
鳥取県知事 西尾邑次		

第五種共同漁業権者	番号の名称	免許漁業権者	区域漁場の	種苗の放流量	内共							番号の名称	免許漁業権者	区域漁場の	第五種共同漁業権者		
					第五号	第四号	内共	第三号	内共	第二号	内共	第一号	内共	第五号	第四号	内共	
合業協同組 東郷湖漁	合業協同組 湖山池漁	同組合	系漁業協 日野川水	天神川漁	合業協同組 千代川漁												
東郷池	湖山池	河川	系に係る 日野川水	天神川水	河川	系に係る 千代川水	河川										
		九五〇		三二〇	九五〇		(千尾)										
		一〇		六	一〇		(千尾)										
		一〇		一〇	一二		(千尾)										
		一一〇		五〇	一二〇		(千尾)										
		五		五	五		(千尾)										
二五	五〇	五〇	五	一〇	(千尾)												
四〇	五〇				(千尾)												
六〇	五〇				(ラム)	(キログ)											
〇〇〇 一〇、〇〇〇	〇五〇、〇〇〇				(千粒)												
四〇〇	六〇〇				一(平方メ トドル)												
〇〇一、〇〇〇	〇二、〇〇〇				一(平方メ トドル)												
六					(回)	放流み上げ及び汲	道開削	めの魚	長のた	上の助	魚のそ	ごの稚	びせい	ばら及			

備考 にじます種苗及び河川に放流するとい種苗は、体長一〇センチメートル以上のも  
のとする。